

非常災害対策計画書

株式会社徳正

放課後等デイサービス なないろ行徳

■災害時における組織体制

- ・総括責任者：管理者(不在時の代行：児発管)

役割分担表

統括責任者	班	班長	任務
管理者	情報収集・ 連絡担当	管理者	気象・災害の情報収集
			職員への連絡、職員・家族の安否確認
			利用者家族への連絡
			避難状況のとりまとめ
	救護	児発管	負傷者の救出
			負傷者への応急処置
			負傷者の病院移送
	安全対策	常勤職員	利用者の安否確認
			施設、設備の被害状況確認
			利用者への状況説明
			利用者の避難誘導
			利用者の家族への引き渡し
	物資	非常勤職員	食料、飲料水ほか備品の管理、払い出し
			備蓄品の補充

■職員参集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が 1 以上発表されたとき ・県下に震度 3 の地震が発生したとき ・県下に津波注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が 1 以上発表されたとき ・県下に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生したとき ・県下に津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び正社員は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ・地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ・県下に震度 5 強以上の地震が発生したとき ・県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生のおそれがあるとき ・その他、統括責任者が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び正社員は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

■職員間の緊急連絡網

- ・ Line のグループトークを活用し、一斉に連絡が取れるよう配備
- ・電話番号のリストを作成し事務所に保管

■関係機関との連絡体制

関係消防情報一覧表

情報	機関	機関名	電話番号
行政情報	消防	市川市消防局南消防	047-397-0119
	警察	千葉県行徳警察署	047-397-0110
	市	市川市役所福祉課 市川市役所地域防災課	047-712-8517 047-704-0065
	県	千葉県防災危機管理部防災対策課 千葉県健康福祉部障害福祉課	043-223-2175 043-223-2336
ライフライン	電気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001
	ガス	京葉ガス株式会社千鳥供給所	047-361-0211
	水道	千葉県営水道	0570-011-245
	電話	NTT 東日本千葉支店	0120-116-000
救護関係	協力医療機関	行徳フラワー通りクリニック 行徳総合病院 東京ベイ浦安市川医療センター	047-306-9307 047-395-1151 047-3513101
日常取引先	学校	千葉県立市川特別支援学校	047-327-4155

■災害予防対策

(1)災害予防対策

- ・照明器具、機器類の振動防止、落下防止対策を実施する。
- ・観音開き扉は、地震等により開かないように借置する。
- ・電話線等のコード類は、通路に露出させない。
- ・事務室は整理整頓に努め、不要な物品を置かない。
- ・腰より高い家具をホールには設置しない。

(2)持ち出し品準備

緊急連絡先一覧、事業所携帯、手動式ライト、ラジオ、救急箱 非常用避難セット（ティッシュ、ミニカッター、携帯トイレ、給水バック、ポリ袋等）

※・非常用リュックにまとめて常備し、いつでも持ち出せるよう

取り出しやすい場所に保管。

・事業所携帯と緊急連絡先一覧はカウンターに常備し、すぐ持ち出せるように保管。

(3)必要な物資等の備蓄

(飲料・炊事用具)

・飲料水 ・非常食 ・ビニール袋 ・バケツ

(衣類)

・毛布 ・電池 ・ビニールシート ・軍手

(生活用品)

・懐中電灯 ・電池 ・雑巾 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー

(救急機材)

・救急箱

(その他)

・ラジオ ・携帯電話

■避難計画

(1) 避難所

- ・災害の種類：火災

避難場所：当施設前道路

所要時間： 0分

距離： 0km

- ・災害の種類：地震

避難場所：市川第七中学校

所要時間： 5分

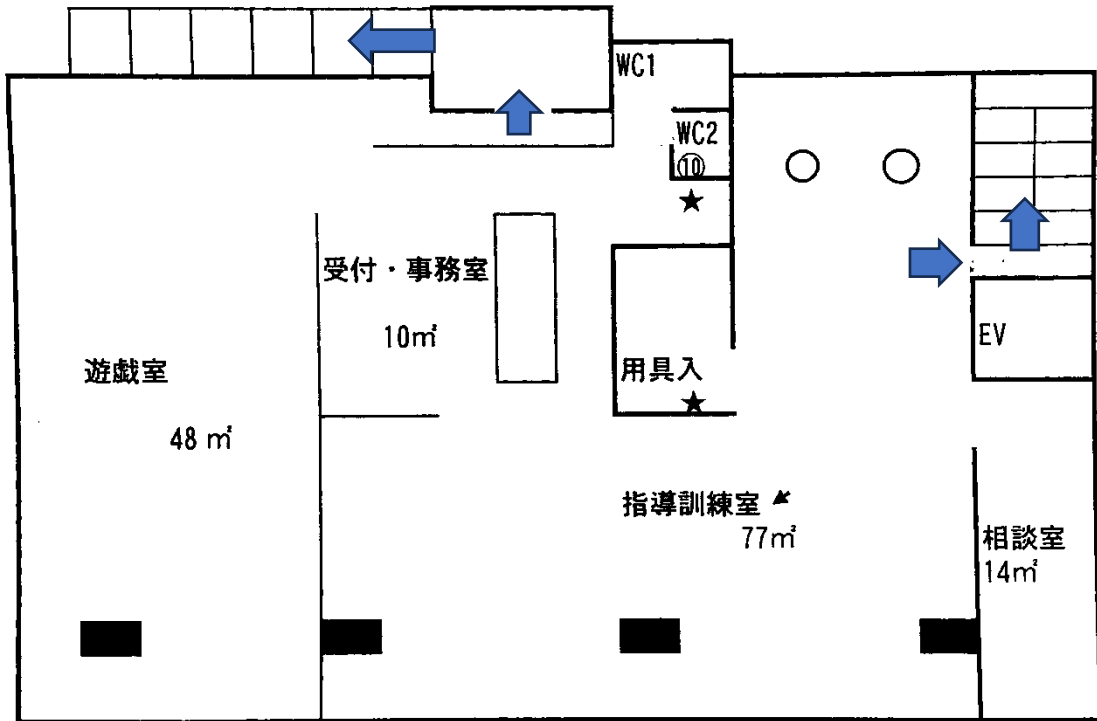
距離： 350m

(2) 避難経路

- ・防災マップ



・施設内の避難経路



(3) 避難方法

- ① 移動可の場合
 - ・ 徒歩にて避難場所へ移動
- ② 移動負荷の場合
 - ・ 自動車にて搬送

■防災訓練の実施

(1) 防災訓練

- ア 避難訓練実施回数 : 年2回
- イ 避難訓練の参加者 : 常勤職員、非常勤職員、利用者
- ウ 想定する災害の種類 : 火災・地震
- エ 避難場所 火災発生時 当事業所前
地震発生時 市川市第七中学校
- オ 避難場所までの避難目標時間
火災の場合 : 建物外への避難3分
地震の場合 : 建物外への避難5分
市川市第七中学校への移動20分
- カ 避難訓練の内容
 - ・避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
 - ・避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
 - ・災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
 - ・職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。

(2) 防災教育の実施

- ・消防署見学
- ・事業所内での研修の実施

令和8年 4月1日 制定